

明 細 書

発明の名称：顔面指圧具

技術分野

[0001] 本発明は顔面指圧具に関するものであり、更に詳しくは、顔面の指圧ポイントに的確に押圧刺激を与えることのできる顔面指圧具に関するもので、特に、眼精疲労の回復に効果あるものである。

背景技術

[0002] 細かい手作業やパソコン作業、自動車の運転、テレビの鑑賞を長時間行うと目の疲労ひいては頭痛や肩こり等を起こすことは一般に広く知られている

ところである。

[0003] ところで、人間の目の周辺にはいくつかの経穴（ツボ）があり、この経穴

（ツボ）を刺激すると特に目の周りの血行が良くなって眼精疲労を軽減させることができる。

このことに着目して特開平8-304743号公報には、眼鏡フレームの内側、即ち眼鏡使用者の顔面に対向する側に磁気を帯びさせた眼鏡の発明が開示されている。

先行技術文献

特許文献

[0004] 特許文献1：特開平8-304743号公報

発明の概要

発明が解決しようとする課題

[0005] 前記特許文献に開示されているものは、通常の眼鏡フレームの内側に磁気発生源を配したものである。しかしながら、目の周辺の血行を良くする方法は磁気をあてるだけでなく、目の周辺にある経穴（ツボ）を指圧することも有効である。磁気による治療は、即効性が無くある程度の時間の継続が必要である。磁気による場合は、予防的使用としては好ましいものであるが、眼精疲労を早く軽減させるには、目の周りの経穴（ツボ）を直接的に刺激する

ことが最も有効である。

[0006] しかし、従来のものには経穴（ツボ）を刺激する、即ち、顔面に直接押圧接触する部材が設けられておらず、したがって、このような指圧効果を期待できないといった問題点を有している。

[0007] また、従来のものは眼鏡フレームに細工をするものであり、眼鏡を掛けない人にとっては無縁のものとなっていた。

課題を解決するための手段

[0008] 本発明は、上記したような従来技術の課題に着目して提案されたもので、眼精疲労を早めに軽減させることができるような顔面指圧具を提供することを目的として提案されたものである。

[0009] 上記目的を達成するために、請求項 1 に記載の本発明の顔面指圧具は、ゴーグルフレームを構成するフロント部とテンプル部の内側であって、目の周辺にある少なくとも一つ以上の経穴に対応する位置に指圧用突起部を設け、かつ、ゴーグルフレームを柔軟性材料で形成することを特徴とする。

[0010] 請求項 2 に記載の本発明の顔面指圧具は、ゴーグルフレームを構成するフロント部とテンプル部の内側であって、目の周辺にある少なくとも一つ以上の経穴に対応する位置に指圧用突起部を設け、かつ、ゴーグルフレームを柔軟性材料で形成するとともに、テンプル部の両端には、該ゴーグルフレームを顔面及び頭部に強制的に密着させるための緊張手段を設けることを特徴とする。

[0011] 請求項 3 に記載の本発明の顔面指圧具は、目の周囲を覆うフロント部からなり、該フロント部の内側であって、目の周辺にある少なくとも一つ以上の経穴に対応する位置に指圧用突起部を設けるとともに、かつ、該フロント部を柔軟性材料で形成することを特徴とする。

[0012] 請求項 4 に記載の本発明の顔面指圧具は、目の周囲を覆うアイマスク形状であって、該アイマスクの内側であって、目の周囲にある経穴に対応する位置に指圧用突起部を設けることを特徴とする。

[0013] 請求項 5 に記載の本発明の顔面指圧具は、前記指圧用突起部が経穴の位置

に合わせて調節移動可能に取付けられていることを特徴とする。

[0014] 請求項 6 に記載の本発明の顔面指圧具は、前記指圧用突起部が着脱自在に取付けられていることを特徴とする。

[0015] 請求項 7 に記載の本発明の顔面指圧具は、前記ゴーグルフレームの柔軟性材料が、ポリ塩化ビニル又は軟性合成樹脂材や天然ゴム又は合成ゴムであるクロロプレンゴムやシリコンゴムやアクリルゴムやウレタンゴム材で形成されていることを特徴とする。

[0016] 請求項 8 に記載の本発明の顔面指圧具は、前記指圧用突起部が金属粒又は磁石で形成されていることを特徴とする。

発明の効果

[0017] 請求項 1 の顔面指圧具によれば、ゴーグルフレームを構成するフロント部とテンプル部の内側であって目の周辺にある少なくとも一つ以上の経穴に対応する位置に指圧用突起部が設けられており、しかも、当該ゴーグルフレームが柔軟性材料で形成されているので、指圧用突起部を経穴に押圧させることができ、経穴に適度な刺激を与えることができるので眼精疲労を治癒させるのに極めて有効である。また、通常の使用状態において刺激が少ないと感じたときには、フレームの外側から顔面方向に向けて手の平で押圧すれば刺激が強くなり指圧効果が増すことになる。

[0018] 請求項 2 に記載の顔面指圧具によれば、テンプル部の両端には緊張手段が設けられているので、緊張度を調節することにより指圧用突起部の顔面の経穴への圧着度（強さ）を調節できる。即ち、きつくして締結（結ぶように）すれば、該ゴーグルフレームを顔面及び頭部に柔軟性材料で形成されたフレームをより強く密着させて指圧用突起部の経穴への押し当て強さが強くなり、より一層の刺激（指圧）効果を高める。しかも緊張度の調節は、任意で使用者の好みに応じた指圧効果を得ることができる。

[0019] 請求項 3 における顔面指圧具によれば、目の周囲を覆うフロント部からなり、該フロント部の内側であって、目の周辺にある少なくとも一つ以上の経穴に対応する位置に指圧用突起部を設けるとともに、かつ、該フロント部を

柔軟性材料で形成することを特徴としてなる。

[0020] したがって、直接ゴムバンド等の緊張体や紐等を取付けるようにして該フロント部を顔面に圧着させることも、また、既存の水泳用ゴーグルや３Ｄテレビ用メガネ等と顔面との間に介在させて使用することもできる。さらには、当該顔面指圧具のみを目の周りに当てて手の平で押圧したり離したりするなどして使用することもでき多用途が可能である。

[0021] 請求項４に記載の本発明の顔面指圧具によれば、アイマスク状に広幅状に形成されているので、指圧用突起部を数多く設けておけば、経穴以外のポイントにも突起部を当てることができ、経穴の刺激以外に顔面マッサージの美容健康効果を期待することができる。

[0022] 請求項５に記載の本発明の顔面指圧具は、前記指圧用突起部の位置が変更できるように取付けられているので、指圧用突起部の位置を微調整して経穴に適正に合わせることができ、より一層の適正な指圧効果を得ることができる。

[0023] 請求項６に記載の本発明の顔面指圧具は、前記指圧用突起部が着脱自在に取付けられているので、指圧用突起部の大きさや高さ等を自由に変更でき、適正な指圧効果を得ることができる。

[0024] 請求項７に記載の本発明の顔面指圧具は、前記ゴーグルフレームを構成するフロント部及びテンプル部は柔軟性材料として、ポリ塩化ビニル又は軟性合成樹脂材や天然ゴム又は合成ゴムであるクロロプレンゴムやシリコンゴムやアクリルゴムやウレタンゴム材で形成されているので、顔面に密着され適正な指圧効果が得られる。

[0025] 請求項８に記載の本発明の顔面指圧具は、前記指圧用突起部が金属粒である「ノイロコルン」又は磁石で形成され顔面に密着して経穴に刺激を与え、適正な指圧効果を得ることができる。この金属粒は、金属の粒状体であり、鍼や指圧の原理の応用として物理療法で使用されているものである。

図面の簡単な説明

[0026] [図１]本発明の第１の実施形態を示す斜視図。

[図2] 指圧用突起部の取付け例を示す説明図。

[図3] 本発明の他の実施形態を示す斜視図。

[図4] 本発明の他の実施形態を示す斜視図。

[図5] 眼の周辺にある経穴を示す図。

発明を実施するための形態

[0027] 以下、本発明を実施する一形態を図面に基づいて説明する。

実施例 1

[0028] 図 1 は第 1 の実施形態を示したもので、顔面指圧具であるゴーグルフレーム 1 は、フロント部 11 と一対のテンプル部 17 から構成される。フロント部 11 は、メガネフレームでいうところのリム部 13 と該リム部 13 を接続するブリッジ部 15 から構成されている。なお、鼻パッドは設けられていない。これにより後述するようにフロント部 11 の内側（顔面に対向する側）が顔面に密着する。

[0029] フロント部 11 の両端には、テンプル部 17 が一体的に接続されている。なお、フロント部 11 とテンプル部 17 は一体成型されていても、また別体に成型しておいて事後に接続させるようなものであっても良い。なお、別体に成型する場合にはヒンジ等で接続するのが望ましい。

[0030] テンプル部 17 の端部である両耳側端部には、ゴムベルト、ストラップ等の緊張部材 6 が取付けられており、頭の後ろ側で左右両者が一体的に接続固定（ロック）されることにより、ゴーグルフレーム 1 が顔面に及び側頭部に密着する。きつく固定すれば（結べば）それだけ指圧用突起部 8 の圧着度が高まり刺激度がそれに比例して強くなる。使用者が好みの強さを調整加減できる。

[0031] ゴーグルフレームを構成するフロント部 11 及びテンプル部 17 は、柔軟性材料として、ポリウレタン又はポリ塩化ビニル又はアクリルニトリルの軟性合成樹脂材や天然ゴム又は合成ゴムであるシリコンゴムやクロロプレンのゴム材で形成される。

[0032] フロント部 11 及びテンプル部 17 の内側には、指圧効果用の突起部 8 が

取付けられている。この指圧用突起部 8 の取付け位置は、経穴（ツボ）である睛明（左右の目の目頭から少し鼻よりのくぼみ部分）、魚腰（眉の中央真下）、太陽（こめかみから目尻近く）、四白（瞳の中心の真下）や眼の周辺の経穴（ツボ）と言われている糸竹空、瞳子りょう、上明、外明、球后、承泣、さん竹等（図 5 参照）に対応した位置であり、そこに刺激を与え眼精疲労の軽減やそれに伴う頭痛や肩こり等の軽減が可能となる。

[0033] 図 2 は指圧用突起部 8 の取付けの一例を示したもので、指圧用突起部 8 は、押圧部 8 1、嵌合保持部 8 3 およびこれらを接続するブリッジ部 8 5 から構成される。フロント部 1 1 及びテンプル部 1 7 の内側の経穴に対応した位置には、指圧用突起部 8 を保持するための穴 1 1 0 が形成されており、この穴 1 1 0 は指圧用突起部 8 の嵌合保持部 8 3 を固定的に收容する大きさに設定されている。

[0034] 穴 1 1 0 の入口部分 1 1 1 は、小径に形成されており指圧用突起部 8 のブリッジ部 8 5 を固定保持する。これにより指圧用突起部 8 がフロント部 1 1 及びテンプル部 1 7 の内側から容易に外れることが防止される。また、指圧用突起部 8 は、シール等で貼付けるような構成であっても良い。

[0035] 顔面の経穴に接触する指圧用突起部 8 の押圧部 8 1 の大きさや高さ等の寸法の種類を数多く揃えておけば指圧程度を任意に好みに調節できる。

[0036] また、このフロント部 1 1 及びテンプル部 1 7 に形成した穴部 1 1 0、1 1 1 を左右前後方向、上下方向に延在するような形状、例えばクロス状に形成しておけば、指圧用突起部 8 を溝に沿って左右前後方向、上下方向に移動可能とさせることができ、経穴の位置に適切に合わせることが容易に可能となる。

[0037] 指圧用突起部 8 の設置数は、経穴の数だけは最低限必要であるが、本発明はこれに限定されるものではなく、経穴位置以外の位置にも設けておいても良い。この場合には、目の周り全体のマッサージ効果として美容健康が期待できる。

[0038] 指圧用突起部 8 を形成する材料は、特に限定されるものではないが、金属

材料好ましくは磁性を帯びた金属材料である金属粒「ノイロコロン」が望ましいが、これに限定されるものではない。すなわち、指圧効果のみを希望し磁力による治療が必要ない場合は、硬質プラスチック等で代用しても良い。

[0039] 上記した緊張部材 6 は請求項 1 の顔面指圧具 1 においては設けられていないが、この場合には手の平でフロント部 11 やテンプル部 17 を押圧することで指圧効果を得ることができる。緊張部材の例としてはゴムバンド、ストラップ、紐などである。

[0040] 上記顔面指圧具のフロント部 11 のリム 13 には、レンズなどは入っていないが、視力矯正用レンズや 3D 眼鏡用レンズ等を入れておくことも可能である。この場合にはリム等の一般的なレンズ固定保持手段を別途講じておくことが必要である。

実施例 2

[0041] 図 3 は請求項 3 に対応する実施形態であり、顔面指圧具 3 はフロント部 31 のみで構成される。フロント部 31 は一対のリム部 33 とこれらのリム部 33 を一体的に接続するブリッジ部 35 から構成される。即ち、当該実施形態のものはロイド眼鏡に構成が似ている。

[0042] フロント部 31 の内側には前記実施形態と同様に指圧用突起部 8 が埋め込まれている。この指圧用突起部 8 も前記実施形態と同様に固定的に取付けても、取外し自在であっても、さらには、経穴の位置に合わせるべく面上を移動可能に構成しておいても良い。またフロント部 31 の両側にゴムベルトやストラップ取付け穴を設けておいても良い。

[0043] この図 3 に記載したものは、ゴムベルトやストラップ等でフロント部 31 を顔面に固定させることもできるが、これらを用いない場合には、前述したように、3D メガネや水泳ゴーグルなどと顔面の間に介在させて、これら 3D メガネや水泳ゴーグルの保持力を利用して顔面に圧着させて指圧効果を得る。このため、フロント部 31 にはレンズは装着されていない素通しである。

[0044] なお、水泳ゴーグルで使用する場合には、顔面指圧具 3 を水泳ゴーグル内に

確実に収納され、しかも水泳ゴーグルから水の浸入が無いような手段を講じておく必要が有るが、ともに両者の材料を同質のものとしておけば水密性は確保できる。

実施例 3

- [0045] 図4は請求項4に対応する顔面指圧具の実施形態であり、顔面指圧具5は、頬近傍まで覆うようなアイマスク状をしている。図示において参照番号51は鼻を露出させる部分である。また、参照番号53は、目を露出させるための透通部である。睡眠用等に用いるアイマスクと同様に透通部53は、設けておかなくても良い。
- [0046] 参照番号55はストラップ取付け部であり、57は顔面指圧具5を顔面に保持させておくために頭部の後ろで締結されるストラップである。なお、頭部で保持しない場合には、ストラップ57は必要なく、顔面に載せて手の平で押圧するマッサージに用いても良い。勿論のこと、ストラップで顔面に密着させておく場合にも更なる押圧力を与えたい場合には、手の平で押圧してやればよい。
- [0047] 顔面指圧具5に内側には指圧用突起部8が設けられている。指圧用突起部8の位置は、前記と同様に経穴に対応した位置である。更に、この顔面指圧具5は前記図1や図3で示したものと異なり顔面に接触する面積が広いため、経穴部分以外の場所にも適宜設けておく。すなわち、経穴に対応する位置のものはツボ刺激用であり、他の部分のものは顔面マッサージ用に使用する。
- [0048] この顔面指圧具5も前記と同様、ポリ塩化ビニル又は軟性合成樹脂材や天然ゴム又は合成ゴムであるクロロプレンゴムやシリコンゴムやアクリルゴムやウレタンゴム材で形成される。また、指圧用突起部8の取付け方法は図2で示したように構成しておいても、貼付けるものであっても良い。更には指圧用突起部8をマグネットで構成しておいても良い。
- [0049] 本実施形態は上記アイマスク状のものに限定されるものではなく、顔面全体を覆うようなお面状のものとしておけば顔面全体のマッサージ効果を得る

ことができ美容健康に有益である。なお、マッサージを行うには手の平で押圧することによって行っても、さらにはバイブレータ式の電気マッサージ機を軽く押し当てるようにして使用することもできる。

符号の説明

- [0050] 1 顔面指圧具
- 1 1 フロント部
- 1 7 テンプル部
- 3 顔面指圧具
- 3 1 フロント部
- 3 3 リム部
- 3 5 ブリッジ部
- 5 顔面指圧具
- 5 3 透通部
- 5 5 ストラップ取付け部
- 5 7 ストラップ
- 6 緊張部材
- 8 指圧用突起部
- 8 1 押圧部
- 8 3 嵌合保持部
- 8 5 ブリッジ部
- A 糸竹空
- B 瞳子りょう
- D 睛明
- E 上明
- F 外明
- G 球后
- H 承泣
- I さん竹

請求の範囲

- [請求項1] ゴーグルフレームを構成するフロント部とテンプル部の内側であって、目の周辺にある少なくとも一つ以上の経穴に対応する位置に指圧用突起部が設けられており、かつ、ゴーグルフレームが柔軟性材料で形成されていることを特徴とする顔面指圧具。
- [請求項2] ゴーグルフレームを構成するフロント部とテンプル部の内側であって、目の周辺にある少なくとも一つ以上の経穴に対応する位置に指圧用突起部が設けられており、かつ、ゴーグルフレームを柔軟性材料で形成するとともに、テンプル部の両端には該ゴーグルフレームを顔面及び頭部に強制的に密着させるための緊張手段が設けられていることを特徴とする顔面指圧具。
- [請求項3] 目の周囲を覆うフロント部からなり、該フロント部の内側であって、目の周辺にある少なくとも一つ以上の経穴に対応する位置に指圧用突起部が設けられており、かつ、該フロント部が柔軟性材料で形成することを特徴とする顔面指圧具。
- [請求項4] 目の周囲を覆うアイマスク状からなり、該アイマスクの内側であって、目の周囲にある経穴に対応する位置には指圧用突起部が設けられていることを特徴とする顔面指圧具。
- [請求項5] 前記指圧用突起部が経穴の位置に合わせて移動可能に取付けられていることを特徴とする請求項 1 又は 2 又は 3 又は 4 に記載の顔面指圧具。
- [請求項6] 前記指圧用突起部が着脱自在に取付けられていることを特徴とする請求項 1 又は 2 又は 3 又は 4 に記載の顔面指圧具。
- [請求項7] 前記ゴーグルフレームを構成するフロント部及びテンプル部は柔軟性材料として、ポリ塩化ビニルまたは軟性合成樹脂材や天然ゴム又は合成ゴムであるクロロプレンゴムやシリコンゴムやアクリルゴムやウレタンゴム材で形成されることを特徴とする請求項 1、2、3、4、5、6 に記載の顔面指圧具。

[請求項8] 前記指圧用突起部が金属粒または磁石で形成されていることを特徴とする請求項 1、2、3、4、5、6、7に記載の顔面指圧具。